

ストレスチェックの実施及び体制の整備に対する助成金支給要領

平成 27 年 5 月 19 日

要領第 9 号

改正	平成 28 年 3 月 1 日要領第 1 号	平成 28 年 11 月 4 日要領第 5 号
	平成 29 年 3 月 31 日要領第 5 号	平成 29 年 5 月 31 日要領第 12 号
	平成 30 年 4 月 3 日要領第 7 号	令和 2 年 5 月 29 日要領第 7 号

(目的)

第 1 条 この要領は、産業保健活動総合支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）第 5 条第 1 項に基づくストレスチェックの実施及び体制の整備に対する助成金（以下「助成金」という。）の支給に係る事務を適正かつ円滑に行うことを目的とし、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領における用語の定義は次の各号のとおりとする。

(1) 事業者

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に規定されている「事業を行う者で、労働者を使用するもの」をいう。

(2) ストレスチェック

法第 66 条の 10 第 1 項に規定されている「心理的な負担の程度を把握するための検査」をいう。

(3) ストレスチェックの実施者

ストレスチェックの実施主体となれる者として法第 66 条の 10 第 1 項に規定されている「医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者」であって、実際にストレスチェックを実施する者をいう。

(4) 面接指導

法第 66 条の 10 第 3 項に規定されている「ストレスチェックの結果、心理的な負担の程度が高い者であって、ストレスチェックを行った実施者が面接指導を受ける必要があると認めた者に対する面接指導」をいう。

(5) ストレスチェックに係る医師による活動

労働安全衛生規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定されている「ストレスチェックの実施、ストレスチェックの結果に基づく面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置」をいう。

(助成対象事業者)

第 3 条 助成金は、次の各号のいずれにも該当する事業者に対して支給するものとする。

(1) 労働保険適用事業場の事業者であること。

(2) 常時 50 人未満の労働者を使用する事業場の事業者であること。

(3) ストレスチェックの実施者を決めている事業者であること。

- (4) ストレスチェック実施後、医師による面接指導又は面接指導結果について医師から意見聴取を行う体制を整備している事業者であること。
- (5) ストレスチェックの実施及び面接指導等を行う者を、自社の使用者・労働者以外の者としている事業者であること。

(不支給要件)

第3条の2 前条の助成対象事業者からの助成金の支給申請であっても、次の各号に該当する場合は助成金を支給しないものとする。

- (1) 当該事業者が、第5条の「ストレスチェック助成金支給申請書(様式第1号)」又は「ストレスチェック助成金支給申請書(本社等一括契約)(様式第1-2号)」(以下本条において「支給申請書」という。)の提出日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納が継続している場合
- (2) 当該事業者が、支給申請書の提出日から起算して過去3年間に、実施要領第5条各号で規定する助成金について、不正受給を行った場合
- (3) 当該事業者が、暴力団関係事業場(事業者(法人である場合にあつては、当該法人の役員若しくは事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する事業場、暴力団員が経営に実質的に関与している事業場及びこれらの事業場であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業場等)であると認められる場合
- (4) 当該事業者(法人である場合にあつては、当該法人の役員若しくは事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者)が、破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれのある団体に属している場合
- (5) 当該事業者が、支給申請書の提出日の時点で倒産している場合
- (6) 当該事業者が、(2)の不正受給が発覚した際に労働者健康安全機構(以下「機構」という。)理事長が実施する事業者名の公表について、あらかじめ同意していない場合
- (7) 当該事業者が、支給申請書の提出日の前日から起算して1年前の日までの間に、労働関係法令違反を行ったことが明らか(司法処分等)である場合など、当該事業者に助成金を支給することが適切でないと機構理事長が認める場合
- (8) その他助成金を支給することが適切でないと機構理事長が認める場合

第4条 削除

(助成金の支給申請)

第5条 助成金の支給を受けようとする事業者は、「ストレスチェック助成金支給申請書(様式第1号)」又は「ストレスチェック助成金支給申請書(本社等一括契約)(様式第1-2号)」に以下に掲げる書類を添付して、当該年度分について翌年度の6月30日までの間に機構本部に提出しなければならない。

- (1) 「ストレスチェック実施報告書（様式第2号）」又は「ストレスチェック実施報告書（本社等一括契約）（様式第2-2号）」
- (2) ストレスチェックに係る医師による活動を行った場合は、「ストレスチェックに係る医師による活動報告書（様式第3号）」
- (3) ストレスチェック実施者への支払の事実を明らかにする証拠書類の写し（ストレスチェック実施者に支払った費用の領収書の写し）
- (4) ストレスチェックに係る医師による活動を行った場合は、医師への支払の事実を明らかにする証拠書類の写し（医師に支払った費用の領収書の写し）
- (5) 次の事項が記載されている事業場の医師に関する契約書の写し
 - ア 提供されるストレスチェックに係る医師による活動の内容と期間
 - イ 事業場の医師に要する費用
 - ウ 法人と契約する場合は、勤務医の氏名
- (6) 医師免許の写し
- (7) 労働保険概算・確定保険料申告書等の写し
- (8) ストレスチェックの実施者の要件を備えていることを証明できる書類の写し
- (9) 支給要件確認申立書（様式第4号）
- (10) 「助成金支給申請チェックリスト兼同意書（様式第5号）」又は「助成金支給申請チェックリスト兼同意書（本社等一括契約）（様式第5-2号）」
- (11) 返信用封筒（通知書返信用）

第6条 削除

（助成金に係る帳簿及び証拠書類の整備等）

第7条 助成金の支給を受けた事業者は、事業年度（各年の4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに助成金に係る帳簿を備え、ストレスチェック実施者及び医師への支払の事実を記録するとともに、領収書その他支出の事実を明らかにする証拠書類を整備するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、助成金の支給対象期間終了後、5年間保存するものとする。

（助成金の支給額）

第8条 助成金の支給は各年度の予算額の範囲で行うものとし、一事業年度（各年の4月1日から翌年の3月31日まで）における支給対象事業者に対する助成金の支給額は、実施要領第5条第1項のとおりとする。

（端数処理）

第9条 助成金の金額に1円未満の端数が生じたときは、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）第2条の規定を準用し、その端数を切り捨てるものとする。

第 10 条 削除

(支給審査及び決定通知)

第 11 条 第 5 条の規定による支給申請があったときは、機構本部は同条の支給申請事項に不備がないかを審査し、支給額を決定するものとする。

2 機構本部は、前項の規定による審査結果について、適当であると認めるときは、「助成金支給決定通知書(様式第 6 号)」により事業者に通知するものとする。

3 機構本部は、第 1 項の規定により審査した結果について、不相当であると認めるときは、その理由を付して「助成金不支給決定通知書(様式第 7 号)」により通知する。

(支給方法)

第 12 条 前条の規定により適当であると認めるときは、助成金を当該者に支給するものとする。

2 前項の助成金の支給は、機構本部から、当該者が指定する金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(助成金に係る事務取扱機関)

第 13 条 助成金に係る業務のうち次に掲げる業務は、産業保健総合支援センター(以下「センター」という。)が行うものとする。

(1) センター単独又は他機関と連携して実施する助成金に関する説明会の開催

(2) 助成金の問合せ等に対する説明(センターへの問合せ等に限る。)

(3) センターで実施する研修等と併せた助成金に関する周知活動

(4) その他、機構本部が指示する事項

2 前項各号に規定する業務以外の助成金に係る業務は、機構本部が行うものとする。

(不正受給者に対する措置)

第 14 条 機構本部は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとした事業者に対し、不正に係る助成金について不支給の決定をし、又は支給決定を取り消した上で返還させるものとする。

附 則

1 この要領は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条に係る届出期間は、平成 27 年度は 6 月 1 日から 12 月 10 日までとする。

また、第 5 条に係る申請期間は、平成 27 年度は 6 月 15 日から 1 月末日までとする。

附 則〔平成 28 年 3 月 1 日要領第 1 号〕

1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 28 年 11 月 4 日要領第 5 号〕

1 この要領は、平成 28 年 11 月 4 日から施行する。

附 則〔平成 29 年 3 月 31 日要領第 5 号〕

1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 29 年 5 月 31 日要領第 12 号〕

- 1 この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 30 年 4 月 24 日要領第 7 号〕

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 24 日から施行する。

附 則〔令和 2 年 5 月 29 日要領第 7 号〕

- 1 この要領は、令和 2 年 5 月 29 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。